

消 食 表 第 1 9 1 号
薬生食監発 0414 第 1 号
令 和 5 年 4 月 1 4 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

消 費 者 庁 食 品 表 示 企 画 課 長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

食品衛生法第 24 条に基づき定める都道府県等食品衛生監視指導計画について

標記については、令和 5 年 2 月 9 日付け消食表第 56 号・薬生食監発 0209 第 2 号にて、都道府県等の事務負担軽減の観点から、各種取扱いについて通知したところで

す。
今般、各自治体から提供いただいた都道府県等食品衛生監視指導計画の策定に係る取組等について、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）において示す「効率的な監視指導計画の策定に資する取組事例」として別添のとおり整理しました。

つきましては、都道府県等食品衛生監視指導計画の策定の際の事務負担の軽減のため、適宜御参照ください。

○ 住民等の意見聴取の手段

現状、住民等の意見聴取のため取られている手段としては、パブリックコメント（任意のものを含む。）のほか、以下のとおり。

- ・住民の代表（公募委員）からの意見聴取。
- ・日常業務等の中で得られた市民の意見を計画に反映。
- ・意見募集（パブリックコメントではなく、HP、市政だより等へ案を掲載し、郵送、FAX、電子申請等で意見募集を実施。）。
- ・食品安全懇話会（全2回開催。委員構成は公募による消費者、消費者団体、事業者、行政から成る。）。
- ・関係団体へ意見募集のための通知を発出。
- ・インターネットアンケート。
- ・HP 及び窓口で意見募集、市報で告知（市民意見聴取プロセス実施要綱の規定に準ずる。）。

○ 事務簡素化のための取組

事務簡素化のための取組については、以下のような回答があった。

(1) 計画段階

内容の簡素化
・記載内容について、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」を参考に、内容をスリム化した（7章分→6章分）。 ・令和4年度においては、31 ページから 21 ページに削減した。 ・以前は、監視指導計画概要版（6 ページ）及び詳細版（27 ページ）を合わせた計画（計 33 ページ）にて計画策定していたが、令和3年度計画以降は、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）」に定められている記載事項を記載しつつ、毎年度の内容の検証及び変更が必要と考えられる事項を簡素化して記載した計画（計8ページ）を策定している。
その他
・以前は集合形式のワーキンググループを結成し計画素案を作成していたが、書面での意見照会に代えた。 ・年間の立入予定回数は実績や監視ランク等から詳細に算出していたが簡素化した。

(2) 意見聴取

関係機関等からの意見聴取
・これまでは対面で説明及び意見聴取を行っていたが、書面開催やオンライン開催としたことで、開催のための調整等に係る事務手続等の手間が削減された。
住民からの意見聴取
・パブリックコメントを行った場合、その結果等を自治体が設置する協議会等にて報告する必要があるが、本計画は、事業の実施計画の位置付けであることから、

報告は不要と整理し、現状、協議会への報告は行っていない。

- ・意見聴取は、自治体の食品安全懇話会において関係団体の意見聴取及び住民の代表（公募委員）からの意見聴取とした。
- ・自治体の要綱に基づきパブリックコメントを実施していたが、当該要綱の適用免除を受けることにより、議会報告を不要とすることや、公表場所の縮小等を認められ、パブリックコメントの手間が簡略化された。
- ・以前はパブリックコメントを実施していたが、令和４年度の監視指導計画策定時から、手続きが簡便なインターネットアンケートの実施に代えた。
- ・意見募集は、監視指導計画の説明会をオンラインで開催することに代えた。

（３）報告

国への報告
・公印省略とし、メールでの報告とした。
関係機関等への報告
・公印省略とし、メールでの報告とした。

（４）公表

計画の公表
・ホームページで公表しているため、冊子の配布先を減らした。
・冊子の印刷を廃止した。